

2017年度の蕨市予算編成に対する要望書

今日、日本社会では、安倍政権がすすめる政治と市民生活との矛盾がますます拡大する中、戦争法の発動を許さず廃止を求めるたたかい、憲法改悪反対、暮らしと経済の改善、TPP批准阻止、「原発ゼロ」を求める行動、沖縄基地問題など、国の政治を変えようとする政党と市民との共同の運動が、戦後かつてない規模で広がっています。アベノミクスの恩恵なるものは、蕨市民など庶民や地域にはわたらず、格差と貧困は広がっています。

日本共産党は、国の悪政に立ち向かい、市民の暮らしを守るために、全力をあげる決意です。蕨市が、国がやらないことでも、住民の切実な願いにもとづき、市独自の施策を進めていることなどを大きく評価するものです。引き続き、市民のくらしを支える市政を推進してください。

日本共産党蕨市議団は、蕨市の2017年度予算編成にあたり、各種団体や個人から市政の要望を聞き、294項目にまとめました。市民の願いの反映でもある市長マニフェスト（あったかプラン第3章）を着実に進めるとともに、他の要望・要求についても、積極的に検討していただき、来年度施策などに反映していただくようお願いします。

2016年11月16日

日本共産党蕨市議会議員団
日本共産党蕨市委員会

蕨市長 頼高 英雄 様

【重点要望】

【Ⅰ】市民の暮らしと福祉を最優先した行政をすすめる

安倍政権の経済政策（アベノミクス）は、大企業と大金持ちに恩恵をもたらすだけで、消費税の増税と社会保障の縮減などで、国民の貧困は新たな広がりを見せています。失業や病気などで所得が減れば、たちまち生活が行き詰まり、多くの国民が貧困に陥る危険と隣り合わせで暮らしています。一方、安倍政権は国民への負担増と給付削減の強化をつうじて社会保障費を削減、抑制するという方針のもと社会保障改悪をすすめています。こうしたとき、地方自治体は安倍政権の悪政から住民を守る防波堤の役割を發揮し、国の悪政をそのまま自治体に持ち込ませず住民への被害・しわ寄せを最小限にするために努力します。

1、誰もが安心して介護が受けられるよう制度の改善をはかる。

介護保険制度については、2015年の「医療・介護総合法」で、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付からはずし、市町村が実施する地域支援事業に移行しています。これは既存の介護事業者によるサービスを受けにくくし、ボランティアなどによるものに置き換えるなど、サービスが後退する可能性が高いものです。地域支援事業の実施にあたっては、サービス低下など、市民の不利益にならないよう、十分な配慮と対策が必要です。また、さらなる介護保険制度の改悪に反対します。

(1)新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への実施にあたってはサービス内容を低下させず、利用者負担が増加することのないよう現在の事業を継続する。

(2)低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（新保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

(3)新たな特別養護老人ホームの建設をすすめる。

(4)すべての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。新たに認定を受けた市民へは特にわかりやすく説明する。

2、障がい者福祉を充実させる。

2016年に施行された「障害者差別解消法」の前進面も生かし、障害を理由にしたあらゆる差別の解消をめざします。また、「障害者総合支援法」には、当事者などの運動が一部反映されていますが、応益負担が残されるなどの問題もかかえ、法改正が求められます。障がい者のくらしの場を市内に確保するなど、障がい者が安心して暮らせるようにします。

(1)障がい者のくらしの場（グループホーム、入所施設）を市内に確保するよう努力する。

(2)スマイラ松原の職員体制を充実する。

(3)夜間保護事業・ショートステイの充実をはかる。

(4)精神障がい者が就労訓練する就労継続支援B型の設置をすすめる。

(5) 「障害者差別解消法」にもとづき、公共施設のバリアフリー化や障がい者への対応方法の見直し、接遇改善に努める。

3、生活困窮者・低所得者対策を充実する。

先進国と比較して日本の格差と貧困は深刻です。日本から貧困をなくすために、憲法25条と生活保護法に基づく「最低生活」を保障する福祉事務所の役割はきわめて大きいものがあります。蕨市においては、職員体制を充実させるなどして、暮らしに困窮した市民が、適切に援助を受けられるようにします。また、「生活困窮者自立支援法」が、生活保護を受けるべき人を窓口で追い返すものにならないよう、注意を払いながら、法の趣旨である、生活保護の一步手前にある市民の自立を図るための施策を進めます。

(1) 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。辞退届の強要は行わず、辞退届が提出された場合は収入等の調査を十分に行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業は、生活保護を受けるべき人を追い出すものにならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

(3) 生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者への支援策を強める。

(4) 住宅扶助費の減額にあたっては、影響の大きい二人世帯について、障がい者・病弱者などのいる世帯において、転居が困難であったり、自立の妨げになる場合には、旧基準を適用するという措置をとる。

(5) ケースワーカーを増員する。

(6) クーラー等の設置については生活福祉資金貸付制度を利用しやすくする。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸し付けを行う。

(7) 無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。

(8) 生活保護基準の引き下げに伴い、住民税非課税世帯基準の変更などが国において計画されているが、関連施策の基準変更等により、市民への負担増とならないよう対策を講じる。

(9) 年一回の資産申告書の提出は強制しない。

4、高齢者・障がい者等の見守りネットワークを整備する。

急速に高齢化が進み、一人暮らしの高齢者・障がい者が増えつつある中、地域の見守りネットワークを強めます。さらに、日常生活への援助、緊急事態への対応、災害時の避難の支援などを強めます。

5、国民健康保険の広域化に反対し、国保税の引き上げは行わないよう努力する。

2018年度からの国保の税率等の設定にあたっては、低所得の被保険者の税負担ができるだけ増えないよう、賦課方式と税率を決定します。そのために一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れ(その他繰入金)を従来の規模で継続します。国民健康保険の広域化に反対し、国保税の引き上げは行わないよう努力します。

6、市立病院を充実させる。

市立病院は公設直営を堅持し、引き続き経営改善をすすめます。医師・看護師の確保、地域連携の推進、待遇改善、相談窓口の充実等を行います。ソーシャルワーカーを有効に活用します。施設の建て替えや耐震化を推進します。

【Ⅱ】安心してできる子育て支援をすすめる

安倍政権の「子育て支援」策は、民間企業の参入をうながす「規制緩和」と「詰め込み」と認可保育所以外の「受け皿」拡大が中心で、保育士不足の抜本策もなく本来の子育て支援策からほど遠く、国政の転換はこの分野でも急務です。蔵市においては、国の制度のもとでも、認可保育園の増設を中心にして、待機児童対策を進めます。

学校教育においては首長から独立した教育委員会制度を維持しつつ、少人数学級、教育条件の整備、子どもたちの豊かな成長を保障する教育を進めます。

1、安心して子育てができるよう子育て支援を強める。

(1) 保育園の待機児童が生じないように 引き続き認可保育園の増設に努力し 低年齢児の受け入れを増やす。

(2) 自治体の保育実施義務を後退させず、株式会社が運営する認可保育園では、利益優先の経営が行われないよう監視する。

(3) 正規保育士の増員を行う。正規の給食調理員を 各園に配置する。

(4) 家庭保育室が子ども・子育て支援新制度にもとづいて移行する際には、認可保育園あるいは小規模保育A型に移行できるよう援助する。

(5) 多子世帯保育料軽減事業を継続する。

(6) 現在の学童保育の施設は直営を堅持する。必要な増設をすすめるとともに、新規開設にあたり運営委託を行う場合は、保育環境、労働環境が低下しないよう努める。

(7) 学童保育室に常勤の指導員を配置する。非正規職員の指導員の賃上げ等の待遇改善をはかる。指導員の研修を充実する。

(8) 保育対象が6年生まで拡大しても待機児童がでないよう最大限の努力を行う。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

2、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行う。

(1) 30人学級の実施を目指し、35人学級を早期に全学年で実施するよう国、県に要望する。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、勤務日数を増やす。

(2) 老朽化の目立つ校舎を総点検し 計画的に改修をすすめる。特に南小学校と塚越小学校の大規模改修、各校の老朽化したトイレの改修を早急に行う。

(3) 就学援助制度について周知、普及に努める。文科省通知に基づき新入学学用品費は2月3月に支給する。準要保護世帯へ新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。

(4) 教職員の長時間勤務の解消にむけ、実態調査をもとに、負担軽減のための検討委員会の設置など具体的な対策を行う。

(5) 帰国児童・生徒、外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教職員の加配やボランティアの配置などで日本語教育を強化するなど、必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。

(6) 教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。

【Ⅲ】安全・安心のまちづくりをすすめる

予想される首都圏直下型地震、荒川洪水などの大災害に備えるため、市と地域・市民の防災力・減災力を高め、災害に強いまちづくりを市民参加で進めます。市庁舎と市立病院など、公共施設については耐震化を進めるとともに、施設管理の長期計画をたて、老朽化の進んだ施設の改修・建て替えを検討します。

引き続き住民要望にもとづく都市整備を進め、要望の強い、自転車対策、駅前受動喫煙対策を進めます。

1、震災対策・水害対策を強化する。

(1) 公共施設の耐震化を計画的に推進する。特に、市役所本庁舎および市立病院については耐震化または建て替えの検討を具体的に進める。その際、PFIのような民間の資金に依存する事業方式は採用しない。

(2) 自主防災組織への支援を引き続き強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。

(3) 市職員や地域の自主防災組織を対象とする図上訓練・避難所運営訓練を実施する。また、各自主防災会など、地域の特徴を生かせるよう援助し、地域でも実施する。

(4) 高齢者・障がい者などの要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。

(5) 家具転倒防止器具の取り付け促進や、感震ブレーカーに補助金を創設するなど設置をすすめる。

(6) 台風による大雨やゲリラ豪雨の際、消防本部や下水道課で測定している降雨量などのデータをもとに職員の招集や市民への広報ができるようシステムを整備する。また、データを市民が活用できるように公表する。

(7) 土のうステーションの増設を行い、周知する。年1回程度必要な家庭への土のう配布を行う。緊急時の土のうの配備要請には迅速に対応する。回収についても広報し、適切に対応する。

2、コミュニティバスを増やし、市民の多様なニーズを把握し、合理的・効率的なルートや時間を設定する。停留所には条件に応じて、ベンチを設置する。

- 3、蕨駅へのホームドアの設置を国やJRに強く求める。
- 4、自転車の安全利用と放置対策をすすめる。
 - (1) 自転車の交通マナーについての啓発など、自転車安全利用条例にもとづく安全教育を一層推進する。
 - (2) 駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。
- 5、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については、市負担を最小限にする観点から見直しをはかるとともに、市民要望をいかした駅前整備事業を行う。
- 6、中央第一地区のまちづくりについては住民参加ですすめる。
- 7、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。国の補助金が低いことへの対策を国・県に強く求める。老朽化した仮設住宅の建て替えを引き続き進める。
- 8、路上喫煙禁止エリアの広報や周知につとめ、徹底をはかる。

【IV】中小企業支援をすすめる、観光資源の充実をはかる

「小規模企業振興基本法」は、小企業者の「事業の持続的発展」の重要性と、小企業者を「地域経済の主役」と位置づけました。地域経済活性化のためには、地域で根を張ってがんばっている中小企業、自営業者、産業を応援し、地元の資源を活かした魅力ある事業発展を支援することが大事です。

「わらびりんご」「双子織」「日本一のコンパクトシティ」「成年式発祥の地」など、蕨にしかない資源の活用も図り、全国に蕨を発信し、地域経済の発展に役立てます。

1、中小企業を積極的に支援する。

(1) 地元中小業者の実態調査を行う。

(2) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できる様に分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

(3) 住宅改修資金助成制度(リフォーム助成)を拡充する。

(4) 空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。

2、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例(仮称)」を制定する。

3、「わらびりんご」「双子織」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを通して、新規産業・起業を支援する。

4、中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋暁斎記念美術館、「成年式発祥の地」「日本一のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。

【V】住民本位の行政を効率的な機構で行う

市を構成する行政執行機関（市長・教育委員会・選挙管理委員会など）は、市を代表し、住民の福祉の増進を図る（地方自治法第1条）役割を担っています。そして、市職員には、勤労者としての諸権利が保障されるとともに、住民全体の奉仕者としての役割があります。その観点から、市と市職員は、住民の福祉および市民サービスの向上をめざすとともに、経費の節約や業務改善に努力することが求められています。市役所から、官製ワーキングプアをなくし、市が率先して安定した雇用を守り増やします。

1、市役所の業務に必要な職員体制を確保する。非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。
2、市の徴税業務は、税の公平性を確保するとともに、市民の暮らしや生業の維持に十分配慮する。税（料）の支払いが困難な市民へは、福祉制度の活用を積極的に案内する。徴税業務の外部委託は行わない。

3、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。

4、直営の施設は直営を堅持する。指定管理者制度をとる施設においては、市民サービスの維持、向上、労働者の雇用継続などに配慮する。

5、公共施設の更新を検討する場合には、市の財政状況や市民の利用状況などを考慮する。市民の意向を十分に把握し尊重する。PFIなどの民間の資金や手法に依存する方式は採用せず、市の所有権と管理責任のもと、市民要望や地域の実情にあつた施設整備を市の責任で行う。

6、マイナンバー制度は、個人情報漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。また、独自利用などの制度拡大は行わない。国に対して、制度の廃止を求める。

以上

【一般要望】

◆福祉・医療の充実をはかる

- (1) 高齢者福祉の充実
 - 一、介護保険制度の充実をはかる。
 - ①新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への実施にあたってはサービス内容を低下させず、利用者負担が増加することのないよう現在の事業を継続する。
 - ②低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（新保険料段階の第1段階から第5段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。
 - ③新たな特別養護老人ホームの建設をすすめる。
 - ④介護事業所のわかりやすい一覧表を配備する。
 - ⑤介護予防教室の申し込み方法を改善し、多くの市民が参加できるようにする。
 - 二、全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。新たに認定を受けた市民へは特にわかりやすく説明する。
 - 三、老人福祉センター、老人憩いの家等については、高齢者の居場所づくりとして明確に位置づけ、一人でも利用しやすい環境づくりや、バリアフリーの促進など、運営や施設の充実をはかる。松原会館については、市として建て替えや改修等の対策を積極的に支援する。
 - 四、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者のいる世帯などへの見守り活動を充実し、ネットワークを整備する。見守り活動の紹介や意識付けなどを目的に広報誌を定期的に発行する。
 - 五、高齢者の日常生活用具の給付を充実する（電動車椅子の追加、補聴器の質の向上等）。
 - 六、紙おむつの支給枚数を増やす。
 - 七、福祉理美容券・福祉入浴券は、市役所以外での配布機会をふやす。
 - 八、福祉入浴券は戸田市の浴場でも利用できるようにする。年間を通しての利用に改善する。
 - 九、後期高齢者医療被保険者の健診の自己負担をなくす。
- (2) 障がい者福祉の充実
 - 一、「障害者差別解消法」にもとづき、公共施設のバリアフリー化や障がい者への対応方法の見直し、接遇改善に努める。
 - 二、蔵駅の近くに、障がい者が一時利用できる自転車駐車を設置する。
 - 三、障害者福祉タクシー利用券・ガソリン助成券について対象を精神障がい者にも拡大し、支給枚数を増やす。ガソリン助成券については利用できるガソリンスタンドを増やすなど、利用しやすい制度に改善する。
 - 四、非課税世帯の障がい者に理美容券を支給する。
 - 五、地域生活支援事業の移動支援は施設内も支援を行う。
 - 六、スマイラ松原の職員体制を充実する。
 - 七、夜間保護事業・ショートステイの充実をはかる。
 - 八、障がい者のくらしの場であるグループホームを支援する。
 - 九、市内に重度心身障がい者入所施設を設置する。
 - 十、視覚障がい者への移動支援を充実する。

十一、視覚障がい者に行政資料や教科書等の点訳・テープ資料を公的責任で提供する。市からの郵便物は、視覚障がい者にもわかるように工夫する。

十二、屋内信号装置など聴覚障がい者への福祉サービスの普及をすすめる。

十三、音響信号機を増やす。

十四、精神障がい者が就労訓練する就労継続支援B型の設置をすすめる。

十五、みどり保育園など選挙投票所となる公共施設のバリアフリー化をすすめる。

十六、性的マイノリティに対する理解の促進と相談体制の整備をすすめる。

(3) 児童福祉、母子福祉の充実

一、老朽化した保育園の大規模改修を行う。

二、保育行政の充実をはかる。

① 保育園で待機児童が出ないよう引き続き認可保育園の増設に努力し、低年齢児の受け入れを増やす。

② 正規保育士を増員する。

③ 正規の給食調理員を各園に配置する。

④ 保育園給食の放射能測定を継続する。

⑤ 一時保育を充実する。

⑥ 産休明け保育を実施する保育園を増やす。

⑦ 病後児保育を行う。

⑧ 3歳児クラスなどの保育士配置基準を改善し、保育内容を充実させる。男性保育士を積極的に採用する。

⑨ 自治体の保育実施義務を後退させず、株式会社が運営する認可保育園では、利益優先の経営が行われないよう監視する。

9

⑩ 多子世帯保育料軽減事業を継続する。

三、家庭保育室が子ども・子育て支援新制度にもとづいて移行する際には、認可保育園あるいは小規模保育A型に移行できるように援助する。

四、幼稚園児補助金の充実をはかる。

五、留守家庭児童指導室（学童保育室）の充実をはかる。

① 学校敷地内に学童保育室を移転する。開設にあたっては、学校現場とよく相談を行う。

② 保育対象が6年生まで拡大しても待機児童がでないよう最大限の努力を行う。児童の指導単位を40人以内にするよう努める。発達段階ごとの保育・指導ができる体制を整備する。

③ 延長保育の適用緩和を行う。長期休業中の開始時間を午前8時からにする。

④ 学童保育室に常勤の指導員を配置する。当面、児童福祉課または児童センターに指導員の経験と資格を有する職員の配置をすすめる、各指導室への指導・相談体制を充実させる。指導員の賃上げ等の待遇改善をはかる。指導員研修を増やすなど保育内容を充実させる。

⑤ 現在の学童保育の施設は直営を堅持する。必要な増設をすすめるとともに、新規開設にあたり運営委託を行う場合は、保育環境・労働環境が低下しないよう努める。

六、錦町・塚越児童館にコピー機を設置する。各児童館の遊具などの整備拡充をはかる。

七、経済的困窮家庭の児童・生徒への学習支援の拡充を図る。また、経済的困窮家庭の児童・生徒に対する居場所づくりや食事の提供などの支援活動に助成を行う。

(4) 低所得者対策、生活保護行政の改善、ホームレス対策

一、市内の公園等にいるホームレスの実態をひきつづき調査するとともに、対策を強化する。とりわけシェルターの設置や住宅の確保など生活保護と合わせて生活再建に必要な支援を行う。国・県にも対策を要請する。

二、生活保護行政の充実をはかる。

①生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。「生活保護のしおり」を各公共施設におく。

②生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。

③調査先を明記しない「同意書」の提出は廃止する。

④年1回の資産申告書の提出は強制しない。

⑤届けの強要は行わない。辞退届が提出された場合は、収入等の調査を十分に行う。

⑥住宅扶助費の減額にあたっては影響の大きい二世帯について、障がい者・病弱者などのいる世帯において、転居が困難であったり、自立の妨げになる場合には、旧基準を適用するという措置をとる。

⑦ケースワーカーを増員し、女性のケースワーカーを配置する。生活保護受給者への訪問・相談の充実をはかる。

⑧申請後の調査の短縮を図り、すみやかに可否を決定する。

⑨無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。

⑩生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者への支援策を強める。

⑪クローラを設置したい人に生活福祉資金貸付制度を知らせる。福祉資金が借りられない人には、市独自の貸付を行う。

三、生活困窮者自立支援事業は生活保護を受けるべき人を追い出すものにならないよう、市民の自立を図るための丁寧な相談に応じる。

四、保護世帯、低所得世帯に対して無料入浴券の配布、冬季の灯油支給、夏季の見舞金、上・下水道料金の軽減措置など市独自の援助を行う。

四、低所得者への家賃補助制度を導入し、高齢者、障がい者、一人親世帯への家賃補助制度については拡充をはかる。

五、生活保護基準の引き下げを他施策へ波及させないようにする。

六、市民、行政、事業者による見守りネットワークをひきつづき強める。

七、ライフラインの停止については、市民の生活状況をよく見極める。

(5) 福祉一般

一、借家契約で公的保証人制度を実施する。

二、床上浸水の災害見舞金を近隣市なみに引き上げる。

(6) 保健・医療・国民健康保険制度の充実

一、新型インフルエンザ対策を強化する。低所得者に対する予防接種の補助を実施する。

二、埼玉土建国保などへの補助金を継続する。

三、特定健診の自己負担をなくす。検査項目をふやす。受診率の向上および保健指導率の改善をはかる。健診から指導までの期間短縮、訪問指導の実施、対象者への督促などで、市民に健康への啓発をすすめる。

四、各種検診の受診率の向上をめざす。

五、国民健康保険税の引き上げは行わないよう努力する。2018年度からの国保の税率等の設定にあたっては、低中所得の被保険者の税負担ができるだけ増えないよう、賦課方式と税率を決定する。そのために、一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れ(その他繰入金)を従来の規模で継続する。

六、国がすすめる国保の広域化に反対する。

- 七、国保税の減免制度を拡充する。収入基準を生活保護基準の1・3倍まで引き上げる。預貯金等の制限を、生活保護基準の5倍まで引き上げる。資格証明書の発行は引き続き行わない。
- 八、国民健康保険の一部負担金減免制度を利用しやすくする（収入基準は生活保護基準の1・3倍、預貯金は350万円までは認める）。

(7) 市立病院の充実

- 一、公設直営を堅持する。
- 二、引き続き経営改善をすすめるとともに、医師・看護師の確保、地域連携の推進、接遇改善、相談窓口の充実等を行う。ソーシャルワーカーを有効に活用する。
- 三、職員の労働実態を把握し、改善をはかる。
- 四、小児科救急医療を充実させる。
- 五、使用する医薬品は、後発品を積極的に説明する。
- 六、障がい者が車椅子などで乗用車から乗降する際に、不便のないように、病院前の玄関を広げる。
- 七、駐車料金を百円単位に細分化する。

◆教育・文化・スポーツの向上のために

- (1) 小・中学校の教育の充実について
- 一、30人学級の実施を目指し、35人学級を早期に全学年で実施するよう国、県に要望する。
- 二、35人程度学級のための教員配置については基準日を過ぎても必要と判断すれば可能な限り配置に努める。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。
- 三、スクール支援員、特別支援教育支援員を増員するとともに、日数を増やす。
- 四、特別支援学級を全校に設置する。特別支援学級には、専門性のある教員を配置する。
- 五、休職する教員がでた場合は、市費による配置も含め、すみやかに代替教員を配置する。
- 六、養護教諭の複数配置を国・県に要求する。
- 七、各学校に専任の学校図書館司書を配置する。
- 八、体育系と文化系を問わず、県外も含めて大会等に参加する児童・生徒の保護者の負担軽減に努める。
- 九、帰国児童・生徒、外国籍児童・生徒の増加にあわせて、教職員の加配やボランティアの配置などで日本語教育を強化するなど必要な援助を行う。言語や文化、宗教の違いに配慮する。
- 十、学校の教材・備品購入費を増額し、いっそうの父母負担軽減に努める。
- 十一、研究指定及び研究委嘱を行う場合は、学校の独自性を尊重する。
- 十二、就学援助制度の周知・普及に努める。文科省の通知に基づき、新入学用品費は2〜3月に支給する。準要保護世帯（新3項目（PTA会費・生徒会費・クラブ活動費）を支給する。
- 十三、林間学校に対する補助金を増額する。
- 十四、教職員を対象にした労働安全衛生委員会を設置する。
- 十五、教職員の長時間勤務の解消にむけ、実態調査をもとに、負担軽減のための検討委員会の設置など具体的な対策を行う。
- 十六、各学校に教職員の休憩室を設ける。
- 十七、教職員の健康診断で希望者には脳ドック、婦人科検診（子宮ガン、乳ガン等）も加える。アスベスト健康被害に対する調査や健康診断を実施する。

十八、就学時健康診断は教育委員会の責任で実施する。
十九、心身障害、難病などにより長期欠席する児童・生徒に対して在宅授業を行う。そのための訪問教師を市費で確保し、県に補助を要請する。

二十、児童の登・下校時に配置している交通指導員をふやす。

二一、児童・生徒の安全を確保するために、メール配信の充実や防犯パトロールの強化など、防犯対策を強化する。

(2) 小・中学校の施設の充実について

一、定期的に学校遊具等の安全点検を行い、問題箇所はすみやかに改修する。

二、小・中学校において、学年のクラス数の増加に伴ってエアコン設置が必要になった場合は、すみやかに設置する。

三、老朽化の目立つ校舎を総点検し、計画的に改修をすすめる。

四、校舎の雨漏りは早急に調査し、改修する。

五、小・中学校の老朽化したトイレの改修をすすめ、洋式トイレを増やす。トイレの清掃をふやす。

六、東小および中央小のプールを改築する。

七、西小学校のトイレの改修および内装改修を行う。

八、南小学校の大規模改修を早急に行う。

九、北小学校の旧校舎のトイレ改修を行う。

十、中央東小学校の渡り廊下の雨水対策を行う。

十一、塚越小学校の内装の改修を行う。

十二、各学校に温水シャワーを設置する。

十三、給食の配膳室に給湯施設をつける。

(3) 青少年の健全育成及び高校就学支援について

一、児童・生徒がゲームセンターや大型店のゲームコーナーなどを利用することに対して、県条例にそった適切な指導を行う。

二、ゲームソフトやカード買い取り業者に対して、未成年者から買い取りをしないよう指導する。

三、危険ドラッグや覚醒剤などの薬物から青少年を守るため、引き続き学校教育のなかで薬物の恐さを知らせ、市民に啓発活動を行なう。

四、ネットトラブルから児童・生徒を守る取り組みを広げる。

五、アウトメディア宣言の内容でメディアコントロールの取り組みをすすめる。

六、失業、倒産などで生活困難な家庭の高校生への支援を強める。

七、いじめ、DV、デートDV、虐待などの問題を認識させる暴力防止教育をすすめる。

八、市民が通えるよう近隣市と協力し夜間中学の設置をすすめる。

(4) 学校給食の充実について

一、輸入食品や食品添加物の利用をおさえ、豊かで安全な給食をめざす。

二、学校給食の放射能測定を継続する。

三、狂牛病対策や、O157等の食中毒防止対策を強める。

四、除去給食の実施などアレルギー対策を強化する。

五、保護者、教職員の意見をとりいれ、メニューを増やすなど質の向上に努力する。

(5) 市立図書館の充実について

- 一、教育機関である図書館・公民館は指定管理者制度などの民間委託は行わない。
- 二、建て替えを検討する。
- 三、図書購入費を増額し、一般図書および新聞・雑誌・漫画・DVDなどの充実をはかる。
- 四、職員及び司書を増員し、利用時間を延長する。開館日を増やす。
- 五、視聴覚設備の充実をはかる。

(6) 公民館の充実について

- 一、中央公民館、西公民館にエレベーターを設置する。
- 二、公民館の各階に洋式トイレを設置する。同時に洋式トイレの数を増やす。
- 三、北町コミュニティセンターのスリッパの衛生管理に配慮する。
- 四、北町公民館のカラオケ設備を改善するために、北町コミュニティ委員会へ支援する。
- 五、プロジェクターや暗幕など視聴覚設備の充実をはかる。中央公民館集会室のスクリーンの改善をはかる。
- 六、全ての公民館で利用申請を夜間および土日でも行えるようにする。
- 七、公民館の貸し部屋について政党利用を認める。
- 八、駅前公共公益施設「くるる」を市民に利用しやすくする。

①文化ホールについては文化の発信基地にふさわしく設備などの改善・充実をはかる。そのために、利用者などから広く意見を聞き、中・長期での対応方針も含め検討する。

②市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。

③旭町公民館と文化ホールの利用者については、駐輪場を無料で使えるようにする。

(7) 歴史民俗資料館の充実について

- 一、資料館の役割にふさわしく、常設展、特別展の内容を充実する。とりわけ、常設展において、双子織やその後の織維産業の歴史、蕨空襲など戦争時の記録や資料など、近代にかかわるコーナーを常設する。
- 二、学校教育との連携を強める。特に、小学校の見学に際しては、学芸員による解説を行うことや、興味をもてる展示を工夫するなど、子どもたちが蕨市の歴史に関心を持てる対応を行う。
- 三、岡田家文書など、この間の調査研究の結果について、市民にわかりやすく成果を伝える対応を検討する。

(8) 文化・スポーツの充実について

- 一、文化活動助成制度を充実させ、市民の自主的な文化活動を補助育成する。
- 二、借り上げの温水プールを充実する。
- 三、市民会館、市民体育館およびプールの運営については、市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。バリアフリー化は市の責任で行う。
- 四、子どもたちがキャッチボールなどできるネット付きのグラウンドを確保する。

◆住みよいまちづくりのために

(1) 災害対策・交通安全・防犯対策の強化

- 一、公共施設の耐震化を計画的に推進する。特に、市役所本庁舎および市立病院については耐震化または建て替えの検討を具体的に進める。その際、PFIのような民間の資金に依存する事業方式は採用しない。
- 二、民間住宅の耐震化への補助を拡充する。特に、民間木造住宅への耐震化補助金をふやす。
- 三、家具転倒防止器具の取り付けを促進する。
- 四、感震ブレーカーに補助金を創設するなど設置をすすめる。
- 五、大気や雨水、食物などの放射能情報に注意し、機敏に必要な対策をとる。
- 六、アスベスト対策を推進する。民間施設についても現状把握に努め、補助制度の創設や情報提供を行うなど調査及び撤去工事を支援する。

七、台風による大雨やゲリラ豪雨の際、消防本部や下水道課で測定している降雨量などのデータをもとに職員の招集や市民への広報ができるようシステムを整備する。データを市民が活用できるように公表する。

八、土のうステーションの増設を行い、周知する。年1回程度必要な家庭への土のう配布を行う。緊急時の土のうの配備要請には迅速に対応する。回収についても広報し、適切に対応する。集中豪雨等の自然災害情報を市民に伝える

九、水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。特に、国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強める。

十、内水ハザードマップの周知をすすめるとともに、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップとともに、地域や個人の防災活動に活かせるよう、活用方法を具体化する。

十一、集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

十二、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害用備品の見直しをおこない、必要な備蓄品を各地域に配備する。

十三、市民が災害に備えるために必要な情報提供を積極的に行う。

十四、図上訓練・避難所運営訓練を引き続き実施する。各地域での災害発生を想定したものや市職員全体の動きを検証する
図上訓練なども具体化する。

十五、自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。

十六、高齢者、障がい者など要援護者の安全対策を強化し、福祉避難所の整備をすすめる。

十七、国の整備指針の7割程度にとどまっている消防職員の増員や耐震性防火水槽の増設など消防力の強化をはかる。

十八、消防の広域化は行わない。

十九、引き続き防災無線の難聴地域の解消にむけ一層努力する。

二十、蕨駅へのホームドアの設置を国とJRに強く求める。

二一、通学路の安全確保に努める。警察に信号機の設置や横断歩道の標示を積極的に働きかける。

二二、交差点や大型店周辺について、カーブミラーの設置や「止まれ」の標識・表示を充実するなど、交通安全対策に力を
入れる。

二三、自転車の交通マナーについての啓発など自転車安全利用条例にもとづく安全教育をいっそう推進する。

二四、通行の安全を確保するため、関係機関とも協力し、商店などによる道路の不法占用をなくす指導を強める。

二五、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。また、市営の駐輪場は、

土日祝日は無料開放を行う。

二六、暗い場所への道路照明灯及び二種街灯の設置を積極的に行う。維持管理は市が責任を持ち、切れた電球の修理は早急
に行う。

二七、市民の防犯の取り組みを援助する。

二八、防犯カメラについては、市民のプライバシーを守ることを前提に整備する。

(2) 環境の改善

一、地球温暖化問題を重視し、二酸化炭素排出量の削減や自然エネルギーの活用など実効ある対策を講じる。

二、ゴミの減量化をすすめる。分別収集を徹底し、容器包装以外のプラスチックの再資源化をすすめるなど、リサイクル・再資源化をいっそう強める。民間企業に対しても、ごみの減少・再資源化の広報や行政指導を行う。

三、粗大ゴミ収集手数料を減額する。一般ゴミの有料化は行わない。

四、外国語版「ごみの出し方」を関係者に配布するとともに、内容を周知できるように地域のとりくみを支援する。

五、管理人のいない集合住宅のゴミ置き場対策を指導する。

六、のら猫を増やさないために、飼い主に対して適正な飼育の仕方を啓発、指導すると同時に、犬・猫の不妊・去勢手術の助成を行う。

七、犬の糞やマーキング、及び鳩のえさやりをしないようにマナー啓発をすすめる。

八、羽田空港の便数増加に伴う飛行ルート変更については騒音などの影響が生じないように国に求める。

九、路上喫煙禁止エリアの広報や周知につとめ、徹底をはかる。

(3) 市民の願いを生かしたまちづくり

一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については再開発の手法に固執せず、市負担を最小限にする観点から見直しをはかる。

二、中央第一地区のまちづくりについては市民参加をすすめる。

三、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。国の補助金の交付率が低いことへの対策を国・県に強く求める。老朽化した仮設住宅の建て替えを引き続きすすめる。

四、錦町の公共下水道（汚水及び雨水）事業の促進をはかる。

五、公共下水道が整備されていない地域のU字溝の清掃を定期的に行う。フタかけの要望に積極的に対応する。

六、コミュニティバスを増やし、市民の多様なニーズを把握し、合理的・効率的なルートや時間を設定する。停留所には条件に応じてベンチの設置を行う。

七、バス停に椅子を設置する。

八、「蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例」、「蕨市まちづくり指導要綱」及び「蕨市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する要綱」を充実させる。

① 事業者付近隣住民からの要求への配慮を求める。

② 整備すべき緑地帯、公園を増やす。

③ 開発規模に応じて雨水調整池の設置を義務付ける。

④ 雨水利用を行うなど環境を守る。

⑤ ワンルームマンションは管理人をおくよう指導する。

⑥ フタ付きのゴミ集積所を設置するよう指導する。

九、私道内の下水道整備に対する公費助成を増やす。

十、用水路の浚渫を定期的に行う。見沼代用水を浚渫するよう働きかけを強める。

十一、「福祉・環境整備要綱」に基づいた年次計画をつくり、福祉の街づくりを積極的に進める。

十二、中仙道の景観道路で車止めにより車イスが通行できない箇所の改善をはかる。

- 十三、市道の状況を正確に把握し、市道の改修を計画的に行う。クラック（かめ割れ）やL型側溝の不具合などについては放置せず、早期に補修する。
- 十四、歩道の段差解消を積極的にすすめる。
- 十五、歩道などに休憩用の椅子を設置する。
- 十六、公園の維持管理を充実する。
 - ① 除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。
 - ② 遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。
 - ③ ブランコ下の水たまり対策を行う。
 - ④ 北町5目12番地のちびっこ広場の砂場に犬猫侵入防止柵を設置する。古いタイプの柵は新しいタイプの柵にかえる。
 - ⑤ 市民公園や北町公園などの側溝を定期的に清掃し、排水機能が悪くならないようにする。
- 十七、市民公園でのバーベキュー利用者のマナー向上を啓発する。ランニングコースは足やひざに負担の少ない舗装へ改修をする。
- 十八、塚越グラウンドの古い鉄柵は撤去ないし改修する。
- 十九、末広公園などのベンチに休憩用の背もたれや手すりを設置する。
- 二十、桜並木や街路樹の剪定回数を増やす。市民公園や北町5丁目の桜の根による地面の盛り上がりには随時対応する。落ち葉清掃については市費での対応も含め、地域の実情にあったやり方で対応する。
 - 二一、道路沿いの植栽の高さを市民の安全に配慮した高さにする。
 - 二二、市営住宅の充実をはかる。
 - ① 市営住宅を増設する。
 - ② 市営住宅の修繕および維持管理を充実・改善する。老朽化の激しい住宅は改築する。
 - ③ 既存の中層市営住宅にエレベーターを設置する。
 - ④ 市営住宅の家賃の減免制度の充実をはかる。
 - ⑤ 承継を配偶者に限定せず、従来どおり三親等を認める。資産調査の同意書は義務づけない。

◆勤労者、中小企業、農業者、女性のために

(1) 勤労者を支援する施策

- 一、時給千円以上の最低賃金制度を確立する。市の施設や市の委託で働く労働者の待遇改善をはかる。
- 二、公共事業の発注にあたって、建設業退職金共済制度の活用を徹底をはかる。公契約における労働条件の改善をはかる。
- 三、労働基準法を正しく認識するために、啓発および労働セミナーを充実する。労働相談を充実する。
- 四、高額商品の押し売り、多重債務、電話・はがき・インターネットを悪用した悪徳商法などから市民を守るため引き続き消費者相談体制を充実する。
- 五、マンション管理などの相談を充実する。
- 六、就職支援相談を充実する。

(2) 中小企業・農業を支援する施策

- 一、地元中小業者の実態調査を行う。
- 二、市の発注する工事や物品購入はできる限り市内業者に優先発注する。市内業者に発注できるように分割発注を増やす。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

- 三、住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）を拡充する。
- 四、入札及び契約は、公正性・競争性・透明性を確保し、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。
- 五、空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。
- 六、緑地の保全につとめ、そのための助成制度を設ける。
- 七、地産地消を推進する。
- 八、「わらびりんご」「双子織」などを活用した地場産業の育成、コミュニティビジネスの支援などを通して、新規産業・起業を支援する。
- 九、中仙道第二の宿場町としての町並み、各種指定文化財、歴史民俗資料館、河鍋暁斎記念美術館、「成年式発祥の地」「日本一のコンパクトシティ」などを観光資源として維持・充実させる。

(3) 男女平等の実現のために

- 一、男女共同参画条例と男女共同参画基本計画に基づいて、進捗状況を市民にわかりやすく公開する。
- 二、学校教育をはじめ、すべての分野での女性差別をなくすための啓発活動を強める。
- 三、市の女性職員の管理職への登用を積極的に行う。女性職員の研修の参加をふやす。
- 四、女性を各種審議会、行政委員会にさらに積極的に登用する。
- 五、ドメスティックバイオレンス（DV）への対策を強める。女性問題の専門家（フェミニストカウンセラー）による女性相談は、予約無しでも受けられるように拡充する。また、他機関との連携を強める。

◆憲法を守り、平和・民主行政をすすめる

- 一、憲法の平和的民主的精神を市政に生かし、平和行政を積極的にすすめる。
 - ① 憲法の改悪に反対する。
 - ② 非核三原則の厳守を政府に求める。
 - ③ 「蕨市平和都市宣言」を市の封筒やファイルに掲載するなど趣旨普及に努める。
 - ④ 視聴覚ライブラリーに反核・平和の映画フィルム、ビデオを充実させる。
 - ⑤ 市民の反核・平和運動への支援、協力をを行う。
 - ⑥ 八月の原爆の日に行われる広島、長崎の平和記念式典に、市職員や中学生を含めた市民代表を派遣する。
 - ⑦ 小・中学生への戦争体験を伝えるとりくみを積極的に実施する。平和ポスター展の事業は毎年行う。
 - ⑧ 自衛隊の海外派兵に反対する。
 - ⑨ 戦争法の具体化や、有事法制の発動に反対するとともに、蕨市としていつさいの戦争協力を拒否する。
- 二、市庁舎など公共施設での日の丸掲揚をやめる。市の公式行事で「日の丸」は掲げず、「君が代」の斉唱を行わない。小・中学校で「君が代」の斉唱を強制しない。
- 三、情報公開条例の改善をはかる。
 - ① 外郭団体の情報公開を推進する。あわせて、市が多額の補助金・助成金・負担金を交付している団体および指定管理者の情報公開を推進する。
 - ② 情報が公開除外となった場合の理由を立証する責任が行政側にあることを明記する。
 - ③ 施行時期前の文書も公開の対象とする。
- 四、選挙管理委員会や各種審議会・行政委員会などの議事録について市ホームページでの公開をすすめる。

- 五、各種審議会への公募制を拡大するなど市民参加をすすめる。
- 六、市民オンブズパーソン制度を導入する。
- 七、ケーブルテレビの議会放映時間の延長を働きかける。
- 八、同和対策を特別扱いしない。北足立郡市町同和対策推進協議会の廃止をめざす。
- 九、永住外国人の蕨市での参政権を認める。
- 十、職員採用で国籍条項をなくす。
- 十一、日本語ボランティアの養成を市の責任で行う。

◆市民が親しみをもって、活気ある市役所にする

(1) 公共施設総合管理計画の実施にあたって

- 一、公共施設の維持管理においては、総合的な管理のもと、合理的な維持・管理、修繕を行う。
- 二、公共施設の更新を検討する場合には、市の財政状況や市民の利用状況などを考慮する。市民の意向を十分に把握し尊重する。PFIなどの民間の資金や手法に依存する方式は採用せず、市の所有権と管理責任のもと、市民要望や地域の実情にあった施設整備を市の責任で行う。

(2) 市民が親しみをもてる市役所にするために

- 一、市の窓口でワンストップサービスを実施する。
- 二、各種窓口で市民の要望にそったあたたかい対応を行う。そのための研修や事例検討などを継続的に行う。
- 三、市民課窓口障がい者や高齢者が座れる「あったかエリア」を設置する。
- 四、税金の収納業務は人権や生活実態に配慮し、担税能力に見合ったきめ細かな対応を行う。
- 五、災害時における避難所の表記及び市役所窓口等の表記を外国人にもわかりやすくする。
- 六、外国人向けの相談窓口を設置する。「市民の声ポスト」を各公共施設に設置する。
- 七、インターネットによる公共施設の利用予約を拡充する。
- 八、土曜日の開庁を拡大する。

(3) 市民に開かれた市議会へとさらに前進させるために

- 一、政務活動費は関係書類のインターネットでの公開、閲覧窓口を設けるなど、より一層の情報公開に努める。
- 二、傍聴者への配布資料を充実する。
- 三、請願・陳情者への意見陳述を公開する。
- 四、費用弁償を廃止する。
- 五、議長車を廃止する。

(4) 明るく活気ある市役所をつくるために

- 一、全職員の自発性を高め創意工夫を尊重し、やりがいのある明るく民主的な職場をつくる。
- 二、昇給昇格基準の見直しなど、年齢による給料保障の改善を図る。
- 三、病休職員の復職プログラムをつくる。
- 四、職員のモラルの向上につとめる。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止要綱をつくる。

- 五、成果主義を導入しない。
 - 六、市場化テストは行わない。
 - 七、職員の福利厚生施設の充実をはかる。
 - 八、サービス残業をなくすために引き続き努力する。職員の有給休暇の取得を積極的にすすめる。
 - 九、業務に必要な職員体制を確保する。市民サービスの民間委託への切り替えは行わず、各サービスを市直営で充実させる。
 - 十、再任用制度の充実をはかる。希望者全員を再任用する。短時間勤務の再任用も制度化する。消防職の再任用を受け入れる環境を整備する。
 - 十一、非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。パート職員の賃金など労働条件の向上をはかる。
 - 十二、違法派遣・偽装請負の疑いがあるものは調査し、問題があればただちに是正する。
 - 十三、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。
 - 十四、市が発注する事業や指定管理者が運営する事業において「官製ワーキングプア」をなくす。
 - 十五、指定管理者制度の指定は市民サービスの維持、向上、労働者の雇用継続などに配慮する。直営の施設は直営を堅持する。
- (4) 経費削減に努力し、市民負担の軽減につとめる
- 一、土地開発公社の経営健全化計画を推進する。利用見込みのないものは売却する。市民合意のない事業用地の先行取得は行わない。
 - 二、戸田競艇組合議会、蕨戸田衛生センター組合議会の旅費、食糧費、交際費、報酬および三市議会議員福利厚生助成金を削減するよう働きかける。
 - 三、マンションの共有部分（道路、公園、集会所など）の固定資産税の減免を行う。
 - 四、庁内情報システムのオープン化を進め、維持・改修経費の節減、データ漏洩の防止、データの集計・分類・分析の迅速化につとめる。
 - 五、マイナンバー制度について
 - ①個人情報漏えいなど問題点を十分認識するとともに対応や対策について、すべての職員に研修を行い徹底する。
 - ②独自利用などの制度拡大は行わない。
 - ③国に対して、制度の廃止を求めるとともに

◆国および県に対して要望する

(1) 国への要望

- 一、戦争法を廃止し、集団的自衛権の行使容認をする閣議決定を撤回すること。
- 二、低所得者への減税を実施すること。消費税増税を実施しないこと。大企業・大資産家へのいきすぎた減税をやめ、応分の負担を求めること。
- 三、自治体の機能と役割を弱め、地方自治を壊す「改革」をやめること。地方自治体の財源を保障すること。
- 四、介護保険制度を利用しやすくすること。
 - ①介護労働者の待遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
 - ②介護保険に対する国の負担を増やし、介護報酬を引き上げること。保険料・利用料を引き下げること。
- 五、国民健康保険への補助率を50%以上にすること。
- 六、70歳から74歳の医療費の自己負担を1割にするとともに、まず「現役なみの所得者」も含めたすべての高齢者の窓口負担を1割にすること。「窓口負担ゼロ」の医療制度を検討すること。
- 七、自治体病院への補助を増やすこと。医師を増員すること。
- 八、年金支給削減の仕組みを撤廃するとともに、低額年金の底上げをはかること。さらに、消費税によらない全額国庫負担の「最低保障年金制度」をつくること。年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。
- 九、後期高齢者医療制度を廃止すること。
- 十、障がい者入所施設の建設を推進すること。そのための予算を抜本的に増額すること。
- 十一、当面、障害者総合支援法の抜本的見直しを進めながら、2010年1月の「基本合意」「骨格提言」にもとづく新たな法律を制定すること。
 - ①応益負担を速やかに廃止し、利用料の無料化をすすめること。
 - ②サービス支給量抑制のための制度を改め、障がい者参加で区分認定の制度内容を早急に協議し、支援の必要量や希望が保障される仕組みにすること。当面、知的障がいや精神障がいはもちろん、難病や発達障がいなども含めた障害特性が反映する支給決定を行うこと。
 - ③グループホームとケアホームの一元化にあたっては、報酬の引き下げや職員配置の切り下げなど、低い方に合わせる一元化ではなく、安心して暮らせる場にふさわしい体制や条件整備の保障を行うこと。
- 十二、保育の水準を後退させず公的保育制度を拡充すること。待機児童をつくらない対策を講ずること。
- 十三、生活保護基準の引き下げをしないこと。老齢加算を復活すること。
- 十四、高速道路料金の障がい者割引制度では、登録した自動車しか認めない制度を改善すること。
- 十五、交通機関の障がい者割引制度を充実すること。
- 十六、30人学級の実施を目指し、35人学級を早期に全学年で実施すること。
- 十七、錦町土地区画整理事業への補助金を増額すること。
- 十八、蕨駅へのホームドアの設置をJRに指導すること。
- 十九、公共下水道管敷設工事に対する補助金を拡充すること。
- 二十、国道17号線と旧中仙道の交差点付近の水害対策を強めること。
 - 二一、国道17号線に新たに横断歩道橋を設置し、児童の通学路の安全を確保すること。
 - 二二、原発を再稼働させずに、すべての原発からただちに撤退する決断をすること。
 - 二三、福島原発の事故に伴う放射性物質の除染は国の責任で行うことを明確にし、地方自治体への指示や情報提供、費用の補償など万全の対策をとること。

- 二四、放射能測定や除染に対する費用の賠償を東京電力に求めること。
- 二五、T P P（環太平洋連携協定）に参加しないこと。
- 二六、秘密保護法を廃止すること。
- 二七、沖縄の普天間基地を早急に返還し、代替施設は作らないこと。
- 二八、羽田空港の飛行ルートの変更は中止すること。
- 二九、マイナンバー制度は廃止すること。

(2) 県への要望

- 一、緑川の拡幅整備を進め、内水対策を強めること。定期的に清掃すること。河川脇の柵は見通しが良いものに一部改善が行われたが、全域での改善をすること。
- 二、交番の体制を充実すること。蕨市民公園に交番を設置すること。
- 三、小・中学校における少人数学級を拡大すること。
- 四、教員の正規雇用を増やすこと。産休・育休・病休などの代替教員を確実に確保し、欠員を生じさせないこと。
- 五、長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。
- 六、夜間中学を県南地域に設置すること。
- 七、国民健康保険税の被保険者の負担増につながる国民健康保険の広域化は進めないこと。広域化にあたっては、国保会計への法定外繰入など、市町村の自主性を認めること。
- 八、後期高齢者医療広域連合に補助金を出すこと。
- 九、蕨市または近隣市に障がい者入所施設を設置すること。
- 十、重度障害者医療助成制度は、65歳をこえて重度障害になった人も助成の対象にすること。
- 十一、乳幼児医療費助成制度を拡充すること。
- 十二、多子世帯保育料軽減事業は継続すること。
- 十三、学童保育の県基準を満たすために補助金を拡充すること。
- 十四、無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るために実態把握と入居環境の改善を行うこと。入所ガイドラインは改善すること。
- 十五、自治体病院に補助金を出すこと。医師の確保に努力すること。
- 十六、信号機設置予算を増額し、蕨市北町1丁目市民体育館南側など市が要望している箇所信号機を設置すること。危険な通学路への設置を急ぐこと。音響信号機を増やすこと。
- 十七、J R 駅のエレベーター・エスカレーター維持費への補助を行うこと。
- 十八、錦町土地区画整理事業へ国が十分な補助金を交付するよう国に強く要請すること。
- 十九、蕨陸橋西交差点の北町1丁目歩道橋に手すりを設置する。

以上